

# 特別養護老人ホーム清豊苑短期入所利用料金（1日あたり）

（2022/4/1～）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要介護度別基本単位		523	649	696	761	838	908	976
加算	機能訓練指導員体制加算	12		12				
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18		18				
	看護体制加算Ⅰ			4				
	看護体制加算Ⅱ			8				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18				
合計単位		553	679	756	821	898	968	1,036
処遇改善加算Ⅰ		46	56	63	68	84	80	86
特定処遇改善加算Ⅱ		13	16	17	19	21	22	24
総額		¥6,523	¥8,005	¥8,911	¥9,679	¥10,691	¥11,406	¥12,216
利用者負担額	1割	¥652	¥800	¥891	¥967	¥1,069	¥1,140	¥1,221
	2割	¥1,304	¥1,600	¥1,782	¥1,934	¥2,138	¥2,280	¥2,446
	3割	¥1,956	¥2,400	¥2,673	¥2,901	¥3,207	¥3,420	¥3,663

○居住費・食事が別途必要になります。（所得によって金額が変わります）

## ※加算について

加算名	要件
機能訓練指導員体制加算	機能訓練指導員による集団体操や嚙下訓練を実施している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置している場合
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または、看護職員の24時間連携体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤職員が最低基準を1人以上上回って配置している場合

## ※その他の加算について

加算名	要件
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供している場合
送迎加算	自宅から施設間の送迎サービスを行った場合

## ※その他費用

テレビなどの電気代（一品目につき10円/1日）や理美容・レクリエーション費など（実費）がかかります。

## 段階別料金表（所得段階によって居住費・食費が変わります）

	要介護度	サービス利用 に係る自己負 担（1割）	居住費	食費	合計金額 (1日あたり)		
第1段階	要支援1 ～要介護5	公費	¥820/日	¥300/日	¥1,120		
第2段階	要支援1	¥652	¥820/日	¥390/日	¥1,862		
	要支援2	¥800			¥2,010		
	要介護1	¥891			¥2,101		
	要介護2	¥967			¥2,177		
	要介護3	¥1,069			¥2,279		
	要介護4	¥1,140			¥2,350		
	要介護5	¥1,221			¥2,431		
第3段階①	要支援1	¥652	¥1,310/日	¥1,000/日	¥2,962		
	要支援2	¥800			¥3,110		
	要介護1	¥891			¥3,201		
	要介護2	¥967			¥3,277		
	要介護3	¥1,069			¥3,379		
	要介護4	¥1,140			¥3,450		
	要介護5	¥1,221			¥3,531		
第3段階②	要支援1	¥652	¥1,310/日	¥1,300/日	¥3,262		
	要支援2	¥800			¥3,460		
	要介護1	¥891			¥3,501		
	要介護2	¥967			¥3,577		
	要介護3	¥1,069			¥3,679		
	要介護4	¥1,140			¥3,750		
	要介護5	¥1,221			¥3,831	2割	3割
第4段階	要支援1	¥652	¥2,800/日	¥1,600/日 朝食/300円 昼食/650円 夕食/650円	¥5,052	¥5,704	¥6,356
	要支援2	¥800			¥5,200	¥6,000	¥6,800
	要介護1	¥891			¥5,291	¥6,182	¥7,073
	要介護2	¥967			¥5,367	¥6,334	¥7,301
	要介護3	¥1,069			¥5,469	¥6,538	¥7,607
	要介護4	¥1,140			¥5,540	¥6,680	¥7,820
	要介護5	¥1,221			¥5,621	¥6,842	¥8,063

### ※利用者負担段階について

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給されている方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	第1,2,3（上記）以外の方